

施設基準で掲示を指定されている手術件数

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術件数

令和5年1月1日～令和5年12月31日

区分	手 術	件数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	35
	イ 黄斑下手術等	232
	ウ 鼓室形成手術等	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	41
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	28
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	10
	イ 水頭症手術等	48
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ 尿道形成手術等	7
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	35
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	18
区分3	ア 上顎骨形成術等	3
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	1
	ウ パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ 母指化手術等	0
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	4
	キ 同種死体腎移植術等	0
区分4	腹腔鏡下交換神経節切除術(両側) 他	761
その他の区分	ア 人工関節置換術	108
	イ 乳児外科施設基準対象手術(1歳未満の乳児に対する)	4
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	66
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	97
	オ 経皮的冠動脈形成術	75
	急性心筋梗塞に対するもの	8
	不安定狭心症に対するもの	18
	その他のもの	49
	経皮的冠動脈粥腫切除術	1
	経皮的冠動脈ステント留置術	281
	急性心筋梗塞に対するもの	60
	不安定狭心症に対するもの	76
	その他のもの	145